30消安第3003号 30生産第1140号 30農振第1788号 30政統第1020号 平成30年9月6日

北海道農政部長 殿

消費·安全局動物衛生課長 消費·安全局植物防疫課長 生產局農業環境対策課長 農村振興局整備部防災課長 政策統括官付穀物課長 政策統括官付地域作物課長

北海道胆振地方中東部を震源とする地震による農作物、農地及び農業水利施設等の被害に係る技術指導の徹底について

このことについて、別紙のとおり、当面の農作業に関して、農業者に対する技術指導を行う際の参考となる事項をとりまとめたので、行政、普及指導センター、JA、土地改良区等の関係機関が連携し、被害拡大防止のための適切な対応がなされるよう、技術指導の徹底を図られたい。

※お問い合わせ先	
【全般】	
生產局農業環境対策課(担当者:吉富、相原)	03-3502-5956
【野菜、果樹、花き、園芸施設】	
生產局園芸作物課(担当者:前田、光廣、齋藤、清水)	03-6744-2113
【農作業安全、農業生産資材】	
生産局技術普及課(担当者:細田、菊池)	03-6744-2107
【畜産】	
消費・安全局動物衛生課(担当者:西尾、小川)	03-3502-5994
生產局畜産部畜産企画課(担当者:飯野、柳田)	03-3501-1083
生產局畜産部畜産振興課(担当者:井迫、福田)	03-6744-2524
生産局畜産部飼料課 (担当者:谷口、斉藤)	03-3502-5993
【農地・農業用施設の災害復旧】	
農村振興局整備部防災課災害対策室(担当者:中邨、百々)	03-6744-2211
【水稲】	
政策統括官付穀物課(担当者:添田、山﨑)	03-6744-2108
【麦】	
政策統括官付穀物課(担当者:江頭、遠藤)	03-6744-2108
【豆類】	
政策統括官付穀物課(担当者:大西、青柳)	03 - 3502 - 5965
【ばれいしょ、てん菜、そば】	
政策統括官付地域作物課(担当者:林田、荒井、中谷)	03-3502-5963

I 共通事項

災害の影響により輸送経路や電気等のライフラインに被害が発生し機能が低下している場合には、「東北地方太平洋沖地震発生に伴う家畜の飼養管理及び施設園芸の停電対応等について」を参考に畜産農家や施設園芸農家等に対し、飼養管理や停電対策に係る適切な技術指導を行うこと。

「東北地方太平洋沖地震発生に伴う家畜の飼養管理及び施設園芸の停電対応等について」(平成23年3月15日付け22生畜第2362号農林水産省生産局長通知)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_110316_2.html

1. 農地、農業水利施設の被害への対応

行政、普及指導センター、土地改良区、JA等の関係機関が連携し、以下のことについて、 周知徹底、指導を行うこと。

(1) 被害状況の早期把握と農業者への周知徹底

農地(採草放牧地等の耕作又は養畜の事業に供される土地を含む。以下同じ)、農業水利施設の被害状況、ほ場レベルでの水利機能への影響を早期に確認するとともに、当該情報の農業者への周知徹底を図ること。

(2) 被害のあった地域における復旧工事、営農指導

農地、農業水利施設に破損等の被害がある場合には、復旧工事やポンプアップ等の応急措置による機能回復を図るとともに、復旧や用水確保に期間を要する場合には、作付の開始時期に留意しつつ、農作業スケジュールの見直しを指導すること。

(3) 農作業安全の確保

地震の被害により倒壊のおそれのある作業場や倉庫等の施設には近づかない、崩落のおそれのある法面や路肩等を通行しないなど、安全確保を第一として作業を行うよう指導すること。

また、格納庫等の倒壊や落下物等により農業機械が破損し、安全フレーム等の機体の変形や、ガソリンタンクや電気配線等の損傷のおそれがある場合には、使用前に整備点検をするよう指導すること。

地震により、作業環境が悪化している可能性があることから、農作業事故を未然に防止するため、あらかじめほ場や作業道等の周りを点検し、農作業や農業機械の走行に支障がないかを確認するとともに、必要に応じて専門家の助言を受け作業を行うよう指導すること。点検の際は、ほ場や作業道に亀裂、土砂崩れ、噴砂等による損傷がないか確認を行い、ほ場等の損傷について応急的な補修作業が可能な場合は、安全確保に留意し、復旧を図るよう指導を行うこと。

2. 農業資材の不足への対応

(1) 地域における農業資材の確保状況の把握

JAや農業資材店等に対し、予定していた資材の確保に支障が生じていないか速やかに確認するよう指導すること。

(2) 農業資材の不足、遅延のあった地域における対応方策の指導

資材調達の不足や遅延が発生している場合には、関係業者、関係団体等と連携をとりつつ、 代替品の活用や農作業スケジュールの見直しなど営農技術面での対応方策を定め、今後の営 農に支障が生じないよう、速やかに農業者等に周知・指導すること。

Ⅱ 作物別事項

普及指導センター、農業協同組合、農業共済組合等は連携して被害実態把握に努めること。

また、農業共済組合等は共済制度が適切に活用されるよう必要な手続きの周知を行うこと。

1. 水稲・麦・豆.類、ばれいしょ、てん菜、そば

- (1) 地震による揺れが大きかった地域においては、収穫機械や乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設等の被災の状況を確認し、被災により収穫・乾燥・選別・調製作業に支障が生じるおそれがある場合は、被害のない近隣の施設での受入を検討するなど、適期収穫や適切な乾燥・選別・調製作業の実施に努めること。
- (2) 特にばれいしょについて、集出荷貯蔵施設・でん粉工場等の稼働状況を踏まえ、計画的な出荷ができるように、茎葉処理時期の見直し等の適正な栽培管理や、収穫物に光を当てない等の適正な一時貯蔵に努めること。
- (3) 麦については、北海道では今後、播種期を迎えることから、揺れによるほ場の本暗渠の被災など作付予定のほ場の排水状況の悪化が想定される場合は、播種に先立ち排水対策の徹底を図ること。

また、播種作業に必要な機械等の被災状況を把握し、必要に応じて機械等の利用計画の見直しを行うなど適期播種に努めること。

2. 園芸作物

(1) 園芸作物全般

次期作の作付計画

損壊した園芸用施設の補修や生産資材の不足、農地の地割れや液状化、種苗の確保が困難等の理由により、定植等の見通しが立たない場合は、作期を遅らせる、品目を変更するなど、作付計画の変更についての検討を行うこと。また、作付計画を変更する際は、立地条件、品種特性、需給動向等を十分検討すること。

(2) 野菜

今作の栽培管理

出荷時期を迎えている野菜については、集出荷施設の稼働状況や需給動向について、きめ細やかな情報収集を行うとともに、集出荷施設の稼働状況を踏まえ、運営主体から出荷数量等の指示等がある場合は、計画どおりの出荷ができるよう適正な栽培管理に努めること。

(3) 果樹

果樹樹体被害等への対策

地震による地割れ等により樹の倒伏や断根が見られた場合には、土寄せや支柱等で固定するとともに、被害程度に応じた着果数の制限、乾燥時のかん水、追肥等により樹勢回復に努めること。また、倒木被害がある場合は、今後の改植を含めて検討すること。

(4) 花き

今作の栽培管理

傷みが生じた花きを栽培すると病気の発生やまん延を招くおそれがあることから、地震による擦れや損傷がないか確認を行うこと。ベンチ等で生産している場合、余震による落下を防ぐため滑り止めや柵を設置するとともにベンチの脚等を支柱などで補強すること。

(5) 園芸用施設

① 施設内の安全確認

ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがないか、破損したガラスがないか等を確認し、 安全を確保すること。また、地震により施設やほ場等に亀裂、ゆがみ等がないか、燃料の タンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に 確認すること。

② 被害状況の把握と当面の対応

被害の状況を把握し、ハウス等の損傷が軽微な場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理すること。また、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、 当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。 停電によりかん水や暖房・換気設備等の稼働が止まった場合には、必要に応じて、手動でかん水や換気等を行うこと。

ハウス等の損傷により病害虫が侵入することが想定される場合は、施設の被害状況を確認し、防虫ネットを再設置する等、適切な病害虫管理に努めること。傷みが生じた農作物を栽培すると病気の発生やまん延を招くおそれがあることから、地震による損傷がないか確認を行うこと。

③ 停電復旧後の対応

停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認すること。天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作動するかを確認し、異常がある場合には修繕すること。

④ 共済関係の留意点

園芸施設共済に加入している場合には、被害のあった施設の撤去や復旧を行う前に、農業共済組合に連絡し、損害評価等の手順を確認すること。

3. 畜産

(1) 畜舎及び家畜

① 安全を確認した上で施設や圃場を点検し、被害状況を被災時の緊急連絡先(役場、農協、 家保など)に報告するとともに、死亡した家畜の処理や畜舎の補修・消毒などについて家 保などに必要な指示を仰ぐこと。

また、停電が続いている場合は、発電機を利用した搾乳、生乳冷却等に努めること。

- ② 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努めること。
- ③ 死亡した家畜については、衛生状態が悪化しないよう、適切な処理を行うこと。なお、 死亡牛の BSE 検査については、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)に 基づき、検査材料の採取が困難な場合には検査を除外することが可能である。
- ④ 被災後、機器等への通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。また、状況によってはメーカーによる点検を受けるなど極力一人で作業を行うことを避けるとともに、ヘルメットを始めとする安全装備を着用すること。

(2) 飼料作物

適期に収穫できず刈り遅れた飼料作物については、サイレージ調製時に添加剤を使用するなど品質確保に努めるとともに、家畜への給与の際は品質低下に留意し、適切な飼料設計等を指導すること。